

2026年2月16日

関係各位

一般財団法人栃木陸上競技協会

2026年度の登録等に係る手続きについて

公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」）公認競技会へ参加するにあたり必要な登録の方法と、栃木陸協主催競技会参加に関する情報について、下記の通りご案内いたします。

手続きは日本陸連による JAAF-START [https://start.jaaf.or.jp/#/] を通じて行ってください。このほか関係情報を栃木陸協ホームページ [https://www.jaaftochigi.jp/] にてご案内しておりますので、隨時ご確認ください。

記

目次…

- 1 登録の区分と登録料
 - 2 加盟団体となる地域陸協・クラブにおける分担金
 - 3 審判員の登録料について
 - 4 県内外競技会参加に際する認知・承認の手続きと記録証明書の発行について
- 別記1 競技会（大会）への参加申込手順
- 附記1 申込締切後から大会当日の対応等
 - 附記2 栃木陸協主催競技会における参加料の取り扱い
 - 附記3 中学生（中体連登録競技者）の参加種目制限
- 別記2 一般登録（団体・個人）の中学生における特殊種目の参加申込申請
- 別記3 個人情報及び肖像権に関する取り扱い
- 参考1 日本陸連 登録会員規程
- 参考2 日本陸連 個人情報の第三者提供に対する同意取得について

1 登録の区分と登録料 ※各担当窓口については関係団体連絡会議（3月）等にて周知します。

（1）2026年度の登録区分・料金等を次の通りとする。

区分	概要	団体登録料 (年額)	個人登録料 ※1 (1人あたり年額)
一般・団体	県内を拠点とし5名以上で構成される団体（県外在住者の登録可）／任意の団体名利用可能 ※2	15,000円	3,000円 中高生二重登録二巡目2,000円 小学生 500円
一般・個人	県内在住または在勤者（居住・勤務実態があること）／所属名「栃木陸上競技協会」略称「栃木陸協」	—	4,000円 中高生二重登録二巡目3,000円 小学生 500円
高校（高体連）	学校単位で登録する高校生	10,000円	※3 新規 2,600円 継続 2,100円
中学（中体連）	学校単位で登録する中学生	—	※3 新規 2,000円 継続 1,500円
定通制	定時制・通信制課程の高校生（全国大会に出場する際などの登録）	—	※3 2,000円 (新規・継続の区分無し)

※1 表に示す登録料のうち、当該年度末日に19歳以上の者については1,000円/人、19歳未満の者については500円/人が日本陸連に納付される。ただし中学・高校生における二重登録の場合は「高校登録または中学校登録」「その他の登録（団体・個人）」のうち先に手続きをした方で納付する。高校（高体連）登録においては200円/人が全国高等学校体育連盟陸上競技専門部に支払われる。

※2 団体名称については、字数 14 字以内及び略称 7 文字以内とし、ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字（小文字・大文字）・アラビア数字に加え、「&」（アンパサンド）、「-」（ハイフン）、「・」（中点）が認められる。また、ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできる。さらに、連盟及び陸上競技協会、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他日本陸上競技連盟及び栃木陸上競技協会が適当でないと考える名称は、使用できない。

※3 高校・中学・定時制区分の登録と、一般（団体あるいは個人）区分の登録を合わせて行う「二重登録」では、2回目の手続き（＝「二重登録二巡目」）に際して 500 円減額となる。

（2）注意事項等

- ア 個人登録料にはアスリートビブス代を含む。（不要な場合でも登録料は変わらない。）
- イ 登録の有効期間は申請承認日（ただし当該年度の 4 月 1 日以降）から当該年度の 3 月 31 日までとする。
- ウ 中学生・高校生は学校での登録とは別に、「一般」登録の手続きにより団体構成員または個人として二重登録をすることができる。ただし同一競技会においては、いずれか一方の所属で参加すること。
- エ 中学・高校の陸上競技部に所属せず、個人、任意の団体あるいは地域・陸協クラブで活動する生徒においては、「一般」と同様の手続きにより登録を行うことができる。
- オ 学連登録済み大学生において、栃木県登録選手になることを希望する場合（※）には、選手各自で JAAF-START を通じて所属地を「栃木」に指定し、申請して承認を得ること。その際、栃木陸協への登録料は発生せず、栃木県の登録番号は付与されない。
県内の競技会に参加する際には、学連登録番号（ハイフン右の数値）を記載したアスリートビブス（たて 16 cm × よこ 24 cm の白地布）を自作し持参の上、着用すること。（なお、県内の大学については、栃木陸協が用意するアスリートビブスを 500 円／人で購入することができる。）
- ※ 次の①～③いずれかの条件を満たすこと
①県内高校または中学出身 ②居住地が県内 ③大学所在地が県内

2 加盟団体となる地域陸協・クラブにおける分担金

以下の関係団体については、6 月末日までに指定納入先へ、指定金額の分担金または登録料を納入すること。

（1）加盟団体となる地域陸協・クラブ（13 団体）…分担金 20,000 円

栃木市陸上クラブ、宇都宮市陸上競技協会、那須陸上競技協会、小山アスレチッククラブ、塩谷陸上競技クラブ、佐野スパルタ俱楽部、足利陸上競技俱楽部、今市陸上クラブ、南那須陸上競技協会、芳賀・真岡陸上競技協会、矢板市陸上競技協会、華陵クラブ、上三川陸上競技協会

（2）指定納入先

足利銀行 戸祭支店（352）普通 5022918
一般財団法人栃木陸上競技協会 代表理事 板橋 一好

3 審判員の登録料について

(1) 継続

S級 6,000円/人・A級 4,500円/人・B級 4,000円/人（競技者の登録を兼ねる場合はそれぞれ、S級 5,000円/人・A級 3,500円/人・B級 3,000円/人）を6月末日までに以下納入先へ納めること。各地域陸協・クラブにおいては会員分をとりまとめ、納入と併せて名簿を提出すること。

指定納入先

ゆうちょ銀行 ○七八（読み：ゼロナナハチ） 普通3586454 小針 敏明

(2) 新規申請

ア S級 申請料 1,000円 … 前年度 11月末までに審判委員長宛て申請すること。

イ A級 申請料 1,000円 … 年度当初に申請すること。

ウ B級 申請料および初年度登録料 4,800円 … 新規取得者を対象とした審判講習会において、申請料および写真2枚（縦4cm×横3cm）を準備の上、受講すること。

(3) 大学生の審判員登録料は別途定めるので、審判委員長に確認すること。

(4) 申込先： 〒321-0973 宇都宮市岩曽町 606 栃木県立宇都宮北高等学校内 小針 敏明（携帯：090-2679-3130）

(5) その他： 手帳や審判員証等を紛失した場合は有料にて再交付する。

4 県内外競技会参加に際する認知・承認の手続きと記録証明書の発行について

(1) 出場認知（許可）書について

県内外競技会参加に際し、従来必要とした「出場認知（許可）書」については、原則として不要とする。ただし、競技会を主催する都道府県陸協が別途提出を求める場合においては、競技会主催者が示す提出期限の2週間前までに、栃木陸協事務局に相談すること。

栃木陸協事務局 Tel 028-612-8594 tochiriku@crest.ocn.ne.jp

(2) 記録証明書（記録が公認のものであることを証明する文書）の発行について

ア 大会当日 … 大会本部にて発行代金 500円で発行する。

イ 大会終了後 … 以下①②を同封の上、栃木陸協事務局宛て郵送で依頼する。

① 発行代金 1,000円

② 記録証申請用紙（栃木陸協ホームページに示されたもの）

送付先 〒321-0152 宇都宮市西川田 6-4-37 株式会社 鈴和3階
(一財) 栃木陸上競技協会 TEL 028-612-8594 FAX 028-612-8549

[別記 1]

競技会（大会）への参加申込手順

2026 年度栃木陸協主催競技会の大会参加申込（競技会エントリー）については、それぞれの要項に示す方法によりお手続きください。以下に、代表的な手続き方法となる「N A N S 2 1 V・WEB 登録サービス」の利用手順をお示しいたします。

- 1 指定WEB サイト (<https://nishi-nans21v.com/>) にアクセスして、ユーザー登録および選手登録を行う。（WEB サイト上のマニュアル「本サイトのご利用方法」を参照）
- 2 「1」操作完了後、同サイトにログインして「競技会エントリー」を行う。
- 3 参加料の納入

大会によって「当日現金納入（A）」あるいは「事前の指定口座振込（B）」とする場合とがあるため、要項内容を確認すること。なお、国スポ予選（7月）では参加料に加え保険料（1名につき 100 円・オープン種目参加者を含む）を要するため注意すること。

A 大会当日現金納入

大会当日、T I C（受付・総合案内）にて支払う。

B 指定口座への振込

原則として参加申込期限までに指定口座へ入金する（期限については要項記載内容を参照）。

(1) 納入先（指定口座…ゆうちょ銀行）

ア ゆうちょ銀行から振り込む場合

【記号】10790

【口座番号】32604011

【口座名義】一般財団法人栃木陸上競技協会

イッパンザイダンホウジントチギリクジョウキヨウギキヨウカイ

イ 他の金融機関から振り込む場合

【銀行名】ゆうちょ銀行

【店名】○七八（読み ゼロナナハチ）

【口座番号】3260401

【口座名義】（ア「ゆうちょ銀行から振り込む場合」と同じ）

(2) 振込依頼人欄

大会名 参加人数 学校名(団体名) （例 ハル13ウツノミヤミナミ）

大会名の凡例： ア 春季大会 → ハル

イ 県選手権大会 → ケン

ウ 国スポ予選 → コク

エ 記録会 → キ1 キ2 キ3 など

オ 小学生大会 → ショウ

※ 通帳には 13 文字しか記載されません。例に従って略字で入力してください。

4 その他 必要な手続き

中学・高校においては競技会参加に際し、所属長（校長）の公印を押印した大会申込一覧表を申込期限までにご用意ください。提出先・提出方法については大会主催者にご確認願います。

なお、栃木陸協主催・主管の競技会（中体連・高体連の主催・主管ではないもの）においては原則として、大会当日、T I Cの受付に提出してください。事前に郵送する場合には、栃木陸協事務局宛てにお送りください。

大学、クラブ等の団体、個人登録の選手について、大会申込一覧表の提出が必要かどうかは、大会毎に異なりますので要項等でご確認いただくか、個別に主催・主管団体宛てにご相談ください。

大会申込一覧表（参考例）

大会申込一覧表										
一般財団法人 栃木陸上競技協会 会長 [REDACTED] 様					令和●●年△△月◇◇日					
以下とおり参加申込をいたします。										
競技会名		令和●●年度第1回△△△△△大会								
団体・チーム名		栃木県立■■■■■高等学校								
所在地		〒321-△△△△ 栃木県■■■■市○○1-1-1				連絡先		△△△-△△△△△-△△△△△		
所属長名		◇◇ ◇◇				公印		責任者名 ○○ ○○		
参加費合計		種別	中学	高校	大学	一般	リレー			
		性別	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
¥10,000		参加種目数		8	2					
		参加費小計	¥-	¥-	¥8,000	¥2,000	¥-	¥-	¥-	¥-
番号	ナンバー	競技者氏名	性別	種別	学年	種目1	種目2	種目3	種目4	種目5
1	1001	宇都宮 健司	男	高校	2	男子100m	男子200m			
2	1002	栃木 雄一	男	高校	2	男子1500m	男子5000m			
3	2001	小山 恵	女	高校	2	女子100m	女子走幅跳			
4	1003	佐野 拓也	男	高校	1	男子200m	男子走幅跳			
5	1004	真岡 俊弘	男	高校	1	男子砲丸投	男子円盤投			
6										
7										

附記 1 参加申込締切後から大会当日の対応等について

NANS21V・WEB登録サービスを用いる当陸協主催競技会では、通常、以下の流れで大会当日を迎えることとなりますのでご承知おきください。

1 エントリーリストの公開

申込締切（期限）後2日以内（予定）に、全競技者データ（氏名・所属・学年・アスリートビズス・種目）を栃木陸協ホームページに掲載します。申込内容と違うなど、お気づきの点がありましたらリストに掲載する指定メールアドレス宛てにお問い合わせください。なおリスト公開後には申込内容の変更（種目変更など）はできませんのでご了承ください。

2 競技日程（タイムテーブル）等の公開

申込締切（期限）後1週間以内を目安として、競技日程（タイムテーブル）を栃木陸協ホームページに掲載します。また一部の競技会では「競技注意事項」、安全対策のための「ウォーミングアップエリア」等をあわせて公開する場合があります。

3 アスリートビブス配布

割り当てられた登録番号にて初めて参加する競技会では、大会当日（まで）にアスリートビブスを受領することになります（事前郵送もしくは大会当日にTICにて配布；詳細について栃木陸協ホームページにてご案内いたします）。

中学・高校生では、配布されたビブスを卒業まで利用します。紛失した場合の再発行には原則として対応いたしかねますので、ご了承ください（ご自身で有償の民間サービス等を利用するなどによりご用意ください）。

県外の学連登録選手は、学連登録番号を示したビブスを自作し持参してください。

附記2 栃木陸協主催競技会における参加料の取り扱い

栃木陸協主催競技会の参加料については大会要項等に別途指定がない場合、個人1種目あたりの参加料を以下の通りといたします。また国スプ予選（7月開催予定、春季大会・県選手権は対象外）では、オープン種目を含めて参加者ひとりあたり100円の保険料を別途お支払いいただきます。

一般・大学：1,500円 ※オープン記録会等では一般1,500円・大学1,000円

中学・高校：1,000円 … 中体連・高体連登録者、一般登録の中学生・高校生等

その他 リレー・混成競技：2,000円

附記3 中学生（中体連登録競技者）の参加種目制限について

栃木陸協主催競技会における種目の中には、あらかじめ種別（年代・学校種等）が定められているものと、登録者であれば誰でも参加できるものがあります。

後者の「誰でも参加できる」競技会への参加申込において、中学生（中体連登録競技者・県外登録のオープン参加選手を含む）については、発達の段階や、安全管理上の問題等を踏まえ、参加資格を以下の通り制限させていただきますのでご了承ください。

- a. 栃木県中体連で行う競技会において実施されている種目の参加を認める。
- b. 国スプ種目の少年共通・少年Bの種目への参加を認める。
- c. 第57回U16陸上競技大会；2026年10月の種目について参加を認める。
- d. 原則として、a～cに該当しない種目への参加を認めない。

※ 中体連登録ではなく「個人登録・団体（一般・クラブ等）登録」の中学生については、原則として本件の対象としない。ただし、上に示すa～cに該当しない種目への参加を希望する際には、申込期限の2週間前までに〔別記2〕様式により事務局へ申請し、承認を得ること。なお安全管理上の判断等から、一部種目（一般規格のハードル・投てき種目など）への参加については申請を受理しない場合もある。

一般登録（団体・個人）の中学生における特殊種目の参加申込申請

以下 a～c に該当しない種目への参加を申請いたします。

- a. 栃木県中体連で行う競技会において実施されている種目
- b. 国スポ種目の少年共通・少年Bの種目
- c. 第57回U16 陸上競技大会；2026年10月の種目

1 対象選手

氏名	
所属	
JAAF ID	
通学中学校	
中体連登録の有無	

2 対象種目

種目名および規格	
対象競技会	
準備・練習状況 (具体的に記述)	

3 保護者（※）による参加希望同意

保護者氏名	
選手との続柄	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	

※ 保護者は原則として成人の同居親族とする。所属団体の指導者等は不可。

次の事項について同意する場合、四角枠にチェック；

- 対象選手における対象種目参加に同意します。
- 対象選手は対象種目について、1か月以上の期間をもって十分な準備と専門的練習を重ねた上で参加します。
- 一般財団法人栃木陸上競技協会の基本的な方針としては、中学生の大会参加に関して、上に示すa～cの種目への参加を推奨するものであることを理解するとともに、このたびの申請については、あくまでも選手自身ならびに保護者の意向のもとで行われるものであることに同意します。
- 参加中に発生した事故・傷害等について、明らかな主催者過失によるものを除き、その責任は、すべて選手ならびに保護者にあるものとすることに同意します。

本件申請は、対象選手（「個人登録・団体（一般・クラブ等）登録」の中学生）の保護者により行うものとし、当申請書を当該競技会における参加申込期限の2週間前までに栃木陸協事務局あて送付する。事務局は、参加申込期限の1週間前までを目安に態度判断を申請者宛てに連絡する。なお、安全管理上の判断等から、事務局判断により申請を認めないことがある。栃木陸協事務局 [〒321-0152 宇都宮市西川田 6-4-37 TEL 028-612-8594 tochiriku@crest.ocn.ne.jp]

2026年4月1日

2026年度 個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

一般財団法人栃木陸上競技協会

当協会は、大会参加申込書を通じて取得される個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応します。

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されるとともに、関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内の掲示板等に掲載されます。

2 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 本協会記録情報部の報道・記録係を通じて公開されます。
- (2) 認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (3) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、大会報告書に掲載されることがあります。
- (4) 本協会機関誌「栃木県陸上競技記録集」及び広報誌「陸協だより」等に掲載されることがあります。
- (5) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は次年度以降のプログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 認められた報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 認められた報道機関等が撮影した映像が中継または録画放送されることがあります。
また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
- (3) 本協会機関誌「栃木県陸上競技記録集」及び広報誌「陸協だより」に写真が掲載されることがあります。

4 一般財団法人栃木陸上競技協会の対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いについてご承諾をいただいたものとして対応させていただきます。
- (3) 個人情報等の掲載または公開等に関するご質問は、本協会事務局までご連絡下さい。

5 各競技会における写真・ビデオの撮影について

大会開催に際して、悪質な写真・ビデオの盗撮被害から選手を守るため、撮影行為を制限する場合があります。詳細については各競技会プログラムあるいは栃木陸協ホームページよりご確認ください。また、不審な行動を見かけた場合は、お近くの大会関係者にお知らせ下さい。ご理解とご協力をお願いいたします。

[参考1]

公益財団法人日本陸上競技連盟
登録会員規程

(登録会員)

第1条 本規程に基づき登録した者を本連盟の登録会員とする。

(遵守事項)

第2条 登録会員は、法令、本連盟またはワールドアスレティックスが定める規程(競技規則を含み、「規則」、「規程」、「規約」その他名称を問わず、当該登録会員が遵守すべきものとして定められたすべての規範を指す)及び日本アンチ・ドーピング規程を遵守するほか、下記各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 競技会の運営に関し、不正な利益を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、または、これを供与し、若しくはその申込み若しくは約束をすること
 - (2) 競技会において、不公正な方法により、他の選手の競技を妨害すること
 - (3) 競技会において、不当な目的により、全力を尽くさずに競技をすること
 - (4) 競技会への参加に際して、虚偽の申出をすること
 - (5) 競技会において、不公正な運営を行うこと
 - (6) 競技会の運営に際し、社会通念上不相当な支出をすること
 - (7) 他人の権利または法律上保護される利益を侵害すること
 - (8) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスマントその他の相当な範囲を逸脱して他人に精神的または身体的な苦痛を与える行為
 - (9) 社会通念上不相当な差別的言動
 - (10) 反社会的勢力に該当する者と社会通念上不相当な関係をもつこと
 - (11) 本連盟が登録会員に支給する強化費その他の経済的利益の請求または使用に際し、本連盟が定めた手続に違背し、虚偽の申述を行い、本連盟が定める使途以外の使途に使用し、その他不適正な請求若しくは使用をすること
 - (12) 前各号に定めるほか、陸上競技または本連盟に対する社会の信頼を低下させる一切の行為
- 2 登録申請にあたっては、氏名・性別・生年月日・住所(主な居住地としている場所をいう)等を正確に届け出るものとする。ただし、氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。

(登録会員の肖像使用)

第3条 登録会員のうち、本連盟強化指定競技者並びに日本代表選手団員が肖像利用、メディア活動などを行う場合は別に定める規程に従うものとする。

(登録の種類)

第4条 団体登録：加入団体に所属しておこなう登録。団体登録会員は加入団体が所属する加盟団体に登録するものとする。

個人登録：個人でおこなう登録。個人登録会員は居住地または勤務地のある都道府県の加盟団体に登録するものとする。

中学校登録：公益財団法人日本中学校体育連盟(以下中体連という)を通じておこなう登録。

高校登録：公益財団法人全国高等学校体育連盟(以下高体連という)を通じておこなう登録。

大学登録：公益社団法人日本学生陸上競技連合(以下日本学連という)を通じておこなう登録。大学登録会員加盟団体に登録する場合は、以下のなかから選択する一個の加盟団体に登録することができる。

- (1) 卒業した中学校、卒業した義務教育学校又は前期課程修了時まで在籍した中等教育学校の所在地がある都道府県の加盟団体
- (2) 卒業した高等学校、卒業した中等教育学校又は3年次まで在籍した高等専門学校の所在地がある都道府県の加盟団体
- (3) 在籍している学部・学科等の所在地がある都道府県の加盟団体
- (4) 住居地がある都道府県の加盟団体

在外者登録：海外に居住する日本国籍を有する者であって、本連盟が特に認めた者が個人でおこなう登録。

(登録の手続き)

第5条

団体登録：団体登録をしようとする者は、加入団体を通じて加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。なお、加入団体の登録は、加入団体としての要件を充足する団体登録が行われた場合に当然に行われるものとし、定款細則第4条第4項に定める加入団体については、加盟団体が当該団体を加入団体として認めたときに当然に加盟団体に登録されるものとする。

個人登録：個人登録をしようとする者は、加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。

中学校登録：中学校登録をしようとする生徒は、学校を通じて加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。

高校登録：高校登録をしようとする生徒は、学校を通じて加盟団体に登録すると同時に当該加盟団体を通じて本連盟に登録する。

大学登録：大学登録をしようとする学生は、大学を通じて日本学連に登録すると同時に、日本学連を通じて本連盟に登録する。大学登録を行う学生が加盟団体に登録するには、別途、大学及び日本学連を通じることなく、加盟団体に登録する。

在外者登録：在外者登録をしようとする者は、本連盟に直接登録する。

2 登録会員が登録する加入団体または加盟団体を変更する場合は、前項に定める区別に従い、変更であることを明示して登録手続を行うものとする。

(登録の期間)

第6条 登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項に関わらず、当該年度の登録申請は毎年度毎に本連盟が定める期日までとする。

(二重登録の制限)

第7条 複数の加入団体に同時に所属し、または複数の加盟団体に同時に登録することはできない。

2 前項の規定に関わらず、中学校登録および高校登録の登録会員は、その他に一個の団体登録または個人登録をおこなうことができる。この場合、中学校登録または高校登録を行っている加盟団体と異なる加盟団体への登録を行うことができる。また、同一の競技会の同一の種目に、複数の所属として出場することはできない。

(登録料)

第8条 登録会員は、本連盟登録料を納付しなければならない。

2 本連盟登録料は次の通り定める。

属性	日本陸連登録料
当該年度末日に19歳以上の者	1,000円/人
当該年度末日に19歳未満の者	500円/人

3 上記に関わらず、高校登録、中学校登録は500円/人とする。

4 本連盟登録料は、登録時における登録の有効期間の残存期間に係わらず、前項に定める金額全額とする。

5 年度の途中で加盟団体または加入団体を変更した場合は、新たに本連盟登録料を納付する必要はない。

6 二重登録の場合は、高校登録もしくは中学校登録及びその他の登録のいずれか片方で、本連盟登録料を納付することとする。

(外国人の登録)

第9条 日本に居住している外国人は、本連盟の登録会員となることができる。外国人は、本来所属すべき国またはテリトリー(領土)の陸上競技連盟の事前承認なしに本連盟に登録することはできない。

(登録拒否要件)

第10条 下記各号に掲げる者は、登録することができない。

(1) 除名処分を受けた者

(2) 反社会的勢力に該当する者

2 前項に定める者が登録した場合、当該登録は無効とする。

3 本連盟は、登録前に(継続して登録している場合においては当初の登録前に)、第2条第1項において遵守すべき旨定められている事項の違反に該当する行為を行い、または同項において禁止されている行為を行ったことがある者について登録を拒否することができる。

4 本連盟は、前項に定める者の登録を一旦受けた場合であっても、登録を取り消すことができる。

5 登録取消しの処分の手続きについては、登録会員処分規程の定めるところによる。

(国内競技会への出場)

第11条 登録会員は、本連盟が公認する陸上競技会に出場することができる。

(国際競技大会への出場)

第12条 登録会員が国際競技大会へ出場する場合は、ワールドアスレティックス競技会規則第4条を適用する。

(代表出場権)

第13条 登録会員は、本連盟、その地域を管掌する地域陸上競技協会、所属する加盟団体、および加入団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、本連盟が主催する国民体育大会、全国都道府県対抗男子駅伝及び全国都道府県対抗女子駅伝においては、それぞれの大会要項に定める参加資格を適用する。

(登録会員の個人情報)

第14条 登録会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。登録会員から取得した個人情報は、登録会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、陸上競技に関する必要な連絡などに利用することができる。

(登録会員に対する処分)

第15条 登録会員の処分については、登録会員処分規程の定めるところによる。

附則

- 1 2012年12月13日改定
- 2 2018年3月16日改定
- 3 2018年10月1日改定
- 4 2019年12月16日改定
- 5 2020年11月12日改定
- 6 2021年11月22日改定(2022年3月1日施行)
- 7 2022年12月8日改定(2023年3月1日施行)

[参考2]

公益財団法人日本陸上競技連盟

個人情報の第三者提供に対する同意取得について

同意事項

貴連盟が定める登録会員規程を遵守することを約束すると共に、下記のとおり、登録内容並びに競技会への参加及び結果に関する情報（競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を含む、以下「登録情報等」という）が第三者に提供されることに同意します。

記

- 会員登録システムの閲覧権限を有する者（都道府県陸上競技協会及びその支部、日本学生陸上競技連合、地区学生陸上競技連盟、全国高等学校体育連盟陸上競技部、都道府県高等学校体育連盟陸上競技部及びその支部、全国高等学校体育連盟定通制部、都道府県高等学校体育連盟定通制部、日本中学校体育連盟陸上競技部、都道府県中学校体育連盟陸上競技部及び自分が所属する加入団体）に対する登録内容の提供
- 国内、EU域内または英国所在の第三者が競技会を開催する場合における競技会の主催者への登録情報等の提供
- 競技会を主催し、もしくは主管となり、または第三者が競技会を開催する場合における、貴連盟または主催者による登録情報等の公表、関係者に対する提供
- 貴連盟が学術研究機関等に競技結果及び競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を提供した場合における当該学術研究機関等による当該情報の公表
- 登録会員処分規程に基づく登録情報等の公表
- 日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者制度に基づく処分手続のために行う同協会に対する登録情報等の提供
- 日本アンチ・ドーピング機構によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供
- 日本スポーツ振興センターが運営するナショナルトレーニングセンターの利用または助成金交付の審査及び交付の実施に伴う同センターに対する対象者の登録情報等の提供
- スポーツ庁の所掌事務の範囲内における同庁に対する登録情報等の提供
- ワールド・アスレティクス（以下「WA」という、モナコ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びWAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注1のとおり）に対する登録情報等の提供、及びWAによる登録情報等の公表
- アスリートインテグリティユニット（以下「AIU」という、モナコ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びAIUが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注2のとおり）に対する登録情報等の提供
- 世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」とい

う、カナダ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びWADAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注3のとおり）によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供

注1: WA（所在国モナコ）

- 同国における個人情報の保護に関する制度：モナコにおけるデータ保護はデータ保護機関（CCINN）がデータ保護法および規制の遵守を監視および検証する責任を担っている。

- 2024年12月31日現在でGDPRの十分性認定は受けていない。
- 2024年12月3日付けデータ保護法第1.565号にてGDPRの十分性認定に対応するために、データ保護法が更新された。
- 1981年1月28日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第108号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも2009年4月1日から有効となっている。

- WAが講ずる個人情報保護のための措置：

<https://worldathletics.org/privacy-policy>

注2: AIU（所在国モナコ）

- 同国における個人情報の保護に関する制度：モナコにおける個人情報の保護に関する法律としてデータ保護法があり、データ保護機関（CCINN）が規制の遵守を監視および検証する責任を担っている。

- 2024年12月31日現在でGDPRの十分性認定は受けていない。
- 2024年12月3日付けデータ保護法第1.565号にてGDPRの十分性認定に対応するために、データ保護法が改正された。
- 1981年1月28日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第108号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも2009年4月1日から有効となっている。

- AIUが講ずる個人情報保護のための措置：

<https://www.athleticsintegrity.org/privacy-policy>

注3: WADA（所在地カナダ）

- 同国における個人情報の保護に関する制度：GDPRの十分性認定を受けている。詳細は個人情報保護委員会のサイトをご参照ください。
https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_canada

- WADAが講ずる個人情報保護のための措置：

<https://www.wada-ama.org/en/privacy-policy>

JAAF-STARTによる登録の申請に際して、団体管理者が各会員に代わり、まとめて手続きを行う場合には（主に中学校や高校、地域クラブなど）、団体管理者は「個人情報の第三者提供に対する同意取得」に関する委任状（ホームページに掲載）を各会員から受け取り、保管してください。